

# 水面利用ルールの適用区間

市川大橋(上り線)～行徳可動堰



## 水面利用ルール

- 船舶は、海上交通法規（海上衝突予防法、港則法）や船舶免許・船体に関する法規を守って通航すること。また、千葉県条例「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に違反しないこと。
- 漁船、遊漁船、プレジャーボート等（以下「動力船」という）は、適用区間ににおいては、速力を減じて航行すること。
- 動力船は、河川中央部の事前に決められた通行路（ブイにより区域を明示）を通航すること。
- 動力船は、手こぎボート、カヌー等（以下「非動力船」という）、漁労及び工事に従事している船舶を認めた場合は、速力を減じる等十分注意して航行すること。
- 非動力船は、動力船が通航するとして決められた航路内には、停泊しないこと。
- 船舶等は、所定の係留場所へ安全に係留して置くこと。河川内での無許可による船舶係留施設の設置は、禁止する。

区分 Classification	表示方法	内 容	利用の例 Examples of use	ポート(船舶)の利用者の方々へ
水面 Surface of water	船舶航行ゾーン Ship cruising zone	ブイにより明示された航行するゾーン	船舶の航行、ボートの遊覧など Cruising of ships, rowing of boats, etc.	ポート(船舶)の航行、遊覧ができます
水辺 Waterside	保全ゾーン Preservation zone	良好な自然環境、水質景観を保護するゾーン	バードウォッチングや自然観察など Bird watching, observation on nature, etc.	ポート(船舶)の乗り入れ、係留はできません
	自然利用ゾーン Nature utilization zone	自然環境を生かし、水際での活動を行えるゾーン	上記に加え、釣り、散策など Fishing, stroll, etc. in addition to the above	ポート(船舶)の係留はできません
暫定係留ゾーン Temporary mooring zone		河川環境を保全しつつ係留施設の設置を認めたゾーン	船舶係留施設の設置など Installation of ship mooring facilities, etc.	河川法の許可を得たボート(船舶)のみ係留できます——新たな許可はできません——

\*河川の水面は自由使用が原則であり、あえて手こぎポートゾーンは設定しない。

\*江戸川放水路水面利用計画のゾーニングは、江戸川放水路の機能の維持及び老朽化した行徳可動堰の改修が計画されていることから、同堰の改修工事の施工にあたり見直す場合もある。